八二」に「〇・〇一三」を「〇・〇三五」に「〇・三七〇」を「〇・三五七」に改め、同条第十六項中「〇・〇〇三九」を「〇・〇〇四九」に「〇・一一〇」を「〇・一一四」に「〇・〇二五」を「〇・〇六五」に「〇・一一七」を「〇・一一二」に改め、同条第十七項中「〇・八八四」を「〇・八七三」に改め、同条第十八項中「三・七四六」を「三・七七二」に「〇・六一三」を「〇・六一二」に改め、同条中第二十五項を第二十六項とし、第二十二項から第二十四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十一項中「〇・一六九」を「〇・一六六」に「〇・〇六二」を「〇・〇六三」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「〇・〇一九」を「〇・〇一五」に「〇・〇七〇五」を「〇・〇七一二」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「〇・〇五四三」を「〇・〇五六二」に「〇・〇五〇五」を「〇・〇五一四」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項の次に次の一項を加える。

19　「清掃費」の密度補正Ⅰ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度に一を加えた率とする。

第十条第八項中「一・五七八一」を「一・三一七」に「六・五〇七九」を「六・三六四九」に改め、同条第九項第二号中「〇・六二八」を「〇・六二五」に改め、同条第十項中「平成二十五年四月一日」を「平成二十六年四月一日」に改め、同条第十一項中「平成二十五年五月一日」を「平成二十六年五月一日」に改め、同条第十三項中「〇・八六七」を「〇・八六九」に改め、同条第十七項を次のように改める。

17　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数は、当該市町村の評点に別表第一のAに定める率を乗じて得た率と同表のBに定める率を合算した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

算式

$$\frac{\alpha}{1.83}\times\frac{1}{A}\times\frac{1}{0.9167}\times\frac{1}{B}$$

$\frac{\alpha}{1.83}$に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、$\frac{\alpha}{1.83}\times\frac{1}{A}$、$\frac{\alpha}{1.83}\times\frac{1}{A}\times\frac{1}{0.9167}$又は$\frac{\alpha}{1.83}\times\frac{1}{A}\times\frac{1}{0.9167}\times\frac{1}{B}$に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　測定単位の数値

B　当該市町村の段階補正係数

α　次の算式によつて算定した数

算式

ａ×0.131＋100,000

ａ×0.131に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、ａが０のときは０とする。

算式の符号

ａ　当該団体における連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年８月25日付け総行市200号）第６⑴の連携中枢都市圏の圏域人口（第49条において「連携中枢都市圏人口」という。）として総務大臣が調査した数

第十条第十九項算式中「0.2」を「0.1」に「32」を「34」に「1.89」を「1.83」に改める。

第十一条第一項中「第十三条第七項」を「第十三条第八項」に改め、同項第五号中「特例市（地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市をいう。以下同じ。）」を「施行時特例市（地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条の施行時特例市をいう。以下同じ。）」に「包括する特例市」を「包括する施行時特例市」に「特例市」を「施行時特例市」に「及び特例市」を「及び施行時特例市」に改める。

第十一条の二第一項算式の符号αの中「0.159」を「0.160」に「0.160」を「0.161」に改め、同条第二項算式の符号Ａ中「第２条」を「第１条」に改め、同項算式の符号Ｄを次のように改める。

D　当該都道府県の区域内の市町村の地域手当の級地（当該級地に係る地域区分は、第11条第１項第１号並びに第２項及び第３項の規定の例による。）につき別表第一に定める率を当該区域内の当該地域手当の級地ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該率が1.000に満たないときは、1.000とする。）

第十一条の二第三項算式中「0.9948」を「0.9947」に「0.0052」を「0.0053」に「3.300」を「2.950」に「95.4」を「96.1」に改め、同項算式の符号Ａ中「2.300」を「1.950」に改め、同項算式の符号Ｂ算式中「95.4」を「96.1」に改め、同条第七項算式中「1.89」を「1.83」に改め、同項算式の符号Ｂ中「（旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号。以下「合併特例法」という。）第２条第３項又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。）第２条第３項の市町村をいう。以下同じ。）（新市町村の市町村役場及び地方自治法第252条の20に規定する区の事務所（以下「区役所」という。）が所在する合併関係市町村を除く。以下この条において同じ。）」を削り、「を３で除した」を「に３分の２を乗じた」に改め、同項算式の符号Ｂ算式及び同項算式の符号Ｂ算式の符号を次のように改める。

算式

29.5×ａ×ｂ×ｃ

ｂが4.080を超えるときは4.080とする。

ｃが1.797を超えるときは1.797とする。

算式の符号

ａ　合併関係市町村の人口

ｂ　当該合併関係市町村の人口に別表第１⑵に定める経常態容補正の合併関係市町村の人口段階による補正率のＡに定める率を乗じて得た率（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表のＢに定める率とを合算した率を合併関係市町村の人口で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

ｃ　平成27年４月１日現在における市町村役場（指定都市にあつては、区役所とする。）の所在地（町村役場が他の市町村の区域内に所在する場合には、当該町村役場は当該町村の区域のうち地方税法第411条の規定により平成24年度分の固定資産税に係る固定資産税課税台帳に登録された宅地の3.3平方メートル当たりの価格が最高である地点に町村役場が所在するものとみなす。）と合併の日の前日における当該合併関係市町村の市町村役場（以下この条において「旧市町村役場」という。）の所在地（新市町村に編入された区域に旧市町村役場が所在していなかつた場合には、当該区域のうち地方税法第411条の規定により平成24年度分の固定資産税に係る固定資産税課税台帳に登録された宅地の3.3平方メートル